

平成25年度境港市介護保険運営協議会 会議録

■ 日 時：平成25年10月3日（木）15：00～15：40

■ 場 所：境港市役所 第1会議室

■ 日 程

- 1 開会
- 2 運営協議会の運営について
- 3 協議事項
（1）地域密着型サービス事業所の指定について
- 4 報告事項
（1）地域密着型サービス事業所の指定更新について
（2）地域包括支援センターの運営状況について
- 5 その他
- 6 閉会

■ 出席者（敬称略）

（委員）

荒井 祐二、池淵 康子、稲賀 潔、遠藤 勲、門脇 眞澄、小島 雪子、
作野 嘉信、鷓鴣 一輔（副会長）、高木 敏行（会長）、藪内 清志

（10人：1名欠席）

（事務局）

佐々木 史郎（福祉保健部長）、黒見 政之（長寿社会課長）、
真木 由紀子（長寿社会課高齢者福祉係長）、井上 千恵（同介護保険係長）

■ 会議録（要旨）

- 1 開会（佐々木福祉保健部長）
- 2 運営協議会の運営について（黒見長寿社会課長）
- 3、4 議事

【会長】

それでは、日程3「地域密着型サービス事業所の指定について」事務局から説明をお願いします。

【介護保険係長】

協議事項①の地域密着型サービス事業所の指定について説明させていただきます。

資料の2ページを開いてください。

境港市では、第5期境港市高齢者福祉・介護保険計画において地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所を1カ所整備することになっています。

地域密着型介護老人福祉施設とは、入居定員が29人以下の特別養護老人ホームを指し、地域密着型介護老人福祉施設生活介護とは、入浴・排泄・食事などの介護など日常生活上のお世話や機能訓練、健康管理と療養上のお世話を地域密着型介護老人福祉施設で受けるサービスです。

平成24年度に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所を募集したところ、社会福祉法人 こうほうえんから応募があり指定予定事業者として決定しました。その後工事着工し、平成25年9月30日に建物が完成しております。事業所の名称は「みなと幸朋苑」といい、上道町の新さかい幸朋苑の南側に建設されており、同事業所のサテライト型施設として一体的に運営されることになっています。入所定員は29人で、定員10人の短期入所者生活介護事業所を併設しています。2の居室等の概要にあるとおり、この施設には洋式トイレと洗面設備を完備した39の個室があり、4つのユニットに分かれています。各ユニットにおいては、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援していきます。

また、会議室やボランティアルームも完備し地域との交流拠点としての役割も果たします。9月5日には地域密着型サービス指定申請があり、人員・設備等の基準について書面及び現地での確認を行い、基準を満たしていることを確認しています。指定基準については4ページ以降に記載してありますのでご確認ください。

3の介護サービス等の内容には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における加算についてのせています。「看護体制加算」は、施設が手厚い看護体制を定めて対応している場合に加算されるもので、2名以上の看護職員の配置や24時間常時連絡できる体制が必要です。「夜勤職員配置加算」は、事業所が夜間においても看護職員と連携し、必要な対応ができる体制をとっている場合に算定されるもので、手厚い夜間の職員配置をしている場合に算定できます。3ページ中央の「看取り看護の実施」は、医学的知見に基づき回復の見込がないと診断された利用者に対して本人や家族とともに看護師等が共同して、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援する場合に算定される加算です。算定には常勤看護師の1名以上の配置、看取りに関する指針の定め、看取りに関する職員研修の実施などが必要です。以上3つはみなと幸朋苑でも算定されることとなっており、手厚い体制によりサービス提供が行われます。

以上で地域密着型サービス事業所の指定について説明を終わります。

【会長】

ただ今、「地域密着型サービス事業所の指定について」説明がありましたが、ご質問・ご意見等があれば、お願いします。

意見なし

他にご意見等がないようでしたら、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所として指定してよろしいでしょうか？

承認

【会長】

それでは、日程 4 の報告事項にうつります。

【会長】

「地域密着型サービス事業所の指定更新について」事務局から説明をお願いします。

【介護保険係長】

報告事項①の地域密着型サービス事業者の指定更新について説明させていただきます。資料 8 ページを開いてください。

境港市の地域密着型サービス事業所のうち、平成 24 年度に指定更新をした事業所が 1 つありますので報告させていただきます。

境港市誠道町にあります認知症対応型デイサービスセンターさかい幸朋苑は、平成 18 年 10 月 1 日から認知症対応型通所介護事業所として指定を受けており、平成 24 年 9 月 30 日に指定期間が終わるため指定更新申請がありました。申請書類の審査を行ったところ適正であったため平成 30 年 9 月 30 日まで指定更新しております。平成 25 年 6 月利用分の利用実績をあげておりますが、介護 3 の方を中心に 26 人の利用がありました。

3 に介護サービスの内容等をあげていますが、認知症対応型デイサービスセンターさかい幸朋苑はこれらの加算要件を満たしており、認知症の利用者が可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるよう、日常生活上の世話や機能訓練を行っています。

以上で地域密着型サービス事業所の指定更新についての説明を終わります。

【会長】

ただ今、「地域密着型サービス事業所の指定更新について」説明がありましたが、ご質問・ご意見等があれば、お願いします。

意見なし

【会長】

他にご意見等がないようでしたら、次の報告事項にうつります。

「地域包括支援センターの運営状況について」事務局から説明をお願いします。

【高齢者福祉係長】

報告事項2、平成24年度の地域包括支援センターの運営状況について説明させていただきます。資料の11ページをお開きください。地域包括支援センターの現状を記載しております。

本市では市を北地域と南地域に分け、委託型で二つの地域包括支援センターを設置しております。北地域包括支援センターは社会福祉法人 済生会に委託し、境、外江、上道地区を担当しております。南地域包括支援センターは社会福祉法人 こうほうえんに委託し、渡、余子、中浜、誠道地区を担当しております。

職員の内訳は、両包括ともに4名配置で、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、ケアマネジャーの各1名で構成されております。北包括支援センターは24年10月からケアマネジャーを1名増員して4名体制となっております。国が示した基準では高齢者人口3千から6千人あたりの場合、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種、各一人の配置が目安となっております。両包括支援センターとも職員数は満たしております。

今年度、北包括支援センターの職員に異動がありましたので、報告させていただきます。社会福祉士の加藤弘晃さんが7月31日付で退職され、替わって、同じく社会福祉士の大宮康平さんが8月26日付で配置となっております。

12ページをご覧ください。

両包括支援センターの活動内容として、指導・相談実績をあげております。左の表は指導・相談件数を形態ごとに集計したもので、右が内容ごとに集計したものとなっております。前年と比較して、400件強、相談件数が増えています。内容としては介護保険の相談が増えており、件数としては重複しているかもしれませんが、特に住宅改修、施設・病院の相談が増えています。

13ページをお開きください。

両包括支援センターに委託しております運動機能向上事業の実績でございます。高齢者を対象とした運動機能の向上を目的とした軽体操や講話、血圧測定などの健康相談を各地区で実施しているふれあいの家会場や市内の施設で実施しております。

15ページをお開きください。

両包括支援センターに委託しております認知症予防事業の実績でございます。認知症に

ついて正しい知識の普及を図ることを目的とした講演の実施や、認知症サポーター養成講座を行っております。各地区での講演会は、各地区の認知症予防自主サークルにもご協力をいただきながら実施しています。

続いて、16ページをご覧ください。

両包括支援センターに委託しております家族介護教室の実績でございます。介護者の知識・技術の習得等を目的とした教室を開催し、介護者同士の交流を図りストレス解消につなげるための精神的支援を行っております。

17ページをお開きください。

両包括支援センターに委託しております地域住民グループ支援事業の実績でございます。介護予防活動に取り組む地域住民への介護予防・認知症予防の学習会の開催や、認知症予防の自主サークル活動の支援を行っております。本事業で一番実施回数が多いのが、認知症予防自主サークルへの活動支援ですが、現在、市内に14のサークルができており、活動されています。その活動場所に包括支援センターが出掛けていき、活動方法のアドバイスなどを行っております。サークル数が増えたことや、中には活動がまだ軌道に乗っていない団体があることで、包括支援センターの支援回数が増えています。

21ページをお開きください。

両包括支援センターに委託しております認知症相談事業の実績でございます。包括支援センターが相談窓口を設け、相談によって早期受診の勧奨や介護保険制度につなげることを目的としております。資料には相談日として計画していたものの実績をあげていますが、このほかにも相談があれば受け付けています。

22ページをご覧ください。

緊急通報システム事業の実績でございます。この事業は南包括支援センターに委託しております。利用者宅に設置している緊急通報装置のボタンを押すと南地域包括支援センターに通報が入り、そこで本人の状態を確認し、場合によっては地域の協力者に連絡をしたり、救急車を呼んだりと状況に応じて対応をしております。設置件数が年々減ってきており、システム改修も含め、今後事業のあり方を検討していく予定です。

23ページをご覧ください。

各包括支援の介護予防支援業務の実績となっております。市内の介護保険要介護認定で要支援1・2に該当する方の介護予防ケアプランを作成した件数となっております。

【高木会長】

ただ今、「地域包括支援センターの運営状況について」説明がありましたが、ご質問・ご意見等をお願いします。

【荒井委員】

事業やケアプラン作成件数の増加のため仕事量が増えているので、来年度予算で包括

職員を1名増員してほしい。

【事務局】

第5期計画で1名増員しており、さらなる増員は難しい。第6期計画で検討していきたい。

【荒井委員】

第5期計画の中に地域包括ケアの人員が見込んであると認識しているので検討してほしい。

5 その他

【高木会長】 日程5「その他」に移りますが、事務局から何かありますか？

【事務局】

これから本市における取り組みとして、「地域包括ケア体制の構築」を予定しております。「地域包括ケア」とは何かということですが、今後、いわゆる「団塊の世代」が65歳に達していき、2025年（H37年）には75歳以上に達していくことから、高齢者人口がますます増加していくことが見込まれます。そんな中、一人暮らしや認知症の高齢者も増加してくことから、現在のような介護施設や病院での受け入れ体制では支えきれなくなることから、住み慣れた自宅や地域で生活できるよう、医療、介護、生活支援が一体的に提供される仕組み（包括ケア体制）を作っていきましょう、というものです。今後、高齢者福祉に関わる組織・団体で体制づくりについて検討をしていく予定です。

6 閉会

【高木会長】

それでは全ての日程が終了しましたので、これをもちまして本日の会は閉会といたします。皆様お疲れさまでした。